

旧福岡県公会堂貴賓館「現行の管理状況」

この「現行の管理状況」は、現行の管理基準・管理方法（頻度など）の仕様を示したものであり、管理体制の検討、管理経費の精算を行うための基礎資料として情報提供するものです。

申請者は、この「現行の管理状況」を参考とし、必要と考える業務の仕様により、事業計画書において管理体制（人員配置、外部委託等）及び管理経費等を提案してください。

1 沿革

貴賓館は、明治43年の第13回九州沖縄八県連合共進会の来賓接待所として建設され、その後は、公会堂として一般市民に利用されていました。

戦後には、福岡高等裁判所、福岡県立水産高等学校等に転用され、昭和31年からは福岡県教育庁舎として使用されました。

昭和56年11月に福岡県庁移転に伴い、県教育委員会も移転したため、その跡地は都市公園「天神中央公園」の一部となり、諸施設は取り壊されましたが、旧公会堂のうち貴賓館は、数少ない明治時代のフレンチルネッサンスを基調とする木造公共建造物として貴重なため、国の重要文化財として指定され、都市公園施設として整備・保存されることとなりました。

2 運営の方針

国指定重要文化財として、本県が所有する唯一の建造物である貴賓館を県民共通の財産として、適切に管理し、永く保存し、後世に伝えとともに、県民を始め多くの人々が貴重な文化財に触れることで、潤いと心豊かな生活が送れるよう、有効活用を図っています。

3 施設の管理に関する業務

次の業務を行っています。

なお、現在の各業務内容の詳細については、別添「旧福岡県公会堂貴賓館管理業務仕様書」及び「特記仕様書（警備、清掃及び消防業務）」等を参照してください。

(1) 施設の管理運營業務

ア 全体

(ア) 入館者数記録

入館者記録等諸帳簿を整理しています。

(イ) 入館料徴収・管理業務

徴収した利用料金は、指定管理者の収入になります。

なお、キャッシュレス決済を導入しています。

(ロ) 行為許可使用料徴収業務

徴収した使用料は県の収入となります。

(エ) 利用者に配布するパンフレット等の印刷

貴賓館の概要、留意事項等を記載したパンフレット及び入館券を印刷しています。

(オ) 利用相談及び苦情対応

入館者及び県民等からの問い合わせ、相談、苦情等の対応をしています。

(カ) 広報・PR活動

ホームページへの掲載その他利用促進のため必要な広報活動を行っています。

(キ) 文化財情報室でのDVD放映

文化財情報室で県内の文化・歴史等に関するDVDを放映し、情報提供をしています。

イ ボランティアとの協議

入館者のうち希望する者に対して施設の解説・案内をする「貴賓館ボランティア」との協働による利用者へのサービス向上等に努めています。

具体的な活動内容等はボランティアと指定管理者で取り決めを行っています。

今年度両者で取り決めた内容は概ね次のとおりです。

- (ア) 活動内容
入館者のうち希望する者への施設の案内・解説
 - (イ) ボランティアの期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日
ただし、休館日は除く。
 - (ウ) 活動に対する費用及び支払い方法
交通費 10時から13時 600円（1名あたり）
 13時から16時 600円（1名あたり）
活動事務費 15,000円程度（1月あたり）
 - (エ) 保険（傷害保険）の加入
指定管理者の管理経費からボランティアの傷害保険に加入している。
事故発生時は、ボランティアにおいて処理を行う。
 - ウ 自主事業
県の承認を得て、貴賓館の保存・活用に資する目的の範囲内で自主事業を行うことができます。自主事業の実施に伴う支出は指定管理者によるものとしています。
- (2) 施設の維持管理業務
- ア 施設設備の保守点検業務
各種施設設備は、適切に利用できるよう日常的に保守点検業務を行っています。
 - イ 施設設備の補修・修繕
日常的な保守点検業務によって確認された次のような簡易な補修、修繕及び部品交換等を行っています。
なお、修繕等に当たっては、施設が貴重な国指定重要文化財のため、必ず事前に県と協議を行っています。
 - (ア) 施設設備の簡易な補修及び修繕
破損又は故障した施設や設備の補修、修繕及び破損した物品等の原状復帰等
 - (イ) シャンデリアの電球、蛍光灯等の日常的な管理で必要な消耗品や部品の交換等
 - (ウ) 消火器等消防法に基づく消耗品や部品の交換等
 - (エ) 業務の詳細は、県と指定管理者が協議して決定しています。
 - ウ 清掃業務
室内及び周辺の清掃を行っています。
 - エ 警備業務
機械警備を行っています。
 - オ 消防防災業務
防火管理者を置いて、適切に消防・防災設備の保守点検業務を行っています。
 - カ 利用者の安全確保に関する業務
 - キ 災害時の対応
利用者を安全に退避させ、可能な対応を図り、速やかに関係部署へ通報、連絡及び報告をしています。
 - ク 備品の使用・管理
県が備え付けた備品は、無償で使用し、指定管理者の注意義務をもって管理しています。
指定管理者が故意又は過失により破損した場合は、指定管理者が弁償します。
- (3) 公園内行為許可業務
福岡県都市公園条例第4条に基づく行為の制限及び第1項ただし書きによる許可を県が別途定める基準により行っています。

4 1年間の管理経費等について（現行の額）

税抜（単位：千円）

		単年度経費
管理経費	人件費	17,523
	人件費以外の経費	6,683
	小計 A	24,206
利用料金（収入） B		3,812
現指定管理者による経営努力額 C		593
県が支払う管理委託料 (A-B+C)		20,987

※ 県が支払う委託料は、1年間の管理経費から1年間の利用料金（収入）を差し引いた額が上限となります。

※ 指定管理者のインセンティブ確保に向けた考え方

県では、「公の施設は、より多くの県民に利用いただくことでその設置目的を果たすことができる」との観点から、利用料金収入実績を類似施設と比較することで、県が支払う委託料を増減させる考え方を導入しています。

指定管理受託後、類似施設と比較して高い利用料金収入実績を上げれば、次回選定時に委託料が上乘せされ、逆であれば減額されることとなります。